

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		外 3,417	外 233,849,256
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		155	3,480,007
債 務 控 除 額		1,971	11,714,783
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		443	1,671,471
課 税 価 格		3,427	227,285,951
相 続 税 額	算 出 税 額	3,392	33,393,720
	2 割 加 算 額	405	259,308
	計	実 3,392	33,653,028
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	162	112,777
	配 偶 者	534	7,501,056
	未 成 年 者	25	8,409
	障 害 者	102	128,358
	相 次 相 続	132	344,003
	外 国 税 額	-	-
	計	実 899	8,094,602
差 引 税 額	2,914	25,558,427	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	44	152,085	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額	-	-	
小 計	2,908	25,406,343	
農 地 等 納 税 猶 予 額	3	96,710	
株 式 等 納 税 猶 予 額	6	421,404	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,908	24,922,725
	還 付 税 額	19	34,497
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,207	95,260,000	

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数 人
	相続人の数 人	金 額 千円			相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
平成22年分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954
平成23年分	2,961	216,533,388	35,798,478	10,026,121	2,545	24,697,995	17	35,515	1,043
平成24年分	2,910	188,439,007	25,811,871	6,790,312	2,463	18,592,047	14	43,312	1,043
平成25年分	3,077	223,018,875	37,094,340	10,028,543	2,608	26,555,391	21	40,666	1,088
平成26年分	3,427	227,285,951	33,653,028	8,094,602	2,908	24,922,725	19	34,497	1,207

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
札 幌 中	71	5,881,480	64	1,095,242	23
札 幌 北	429	29,582,477	373	3,267,963	140
札 幌 南	479	28,528,979	415	2,489,205	164
札 幌 西	544	43,229,007	455	7,779,135	183
札 幌 東	267	16,961,667	223	1,408,137	99
函 館	214	14,067,935	183	1,356,735	88
小 樽	58	4,149,841	53	334,909	19
旭 川 中	103	5,715,355	94	461,194	35
旭 川 東	147	8,085,234	124	586,986	51
室 蘭	125	13,714,442	109	2,117,033	39
釧 路	64	4,614,728	51	438,654	26
帯 広	240	14,727,464	201	1,180,640	90
北 見	65	3,812,948	52	309,873	28
岩 見 沢	90	5,535,184	76	446,844	35
網 走	68	3,118,459	55	110,303	20
留 萌	13	1,754,130	11	277,824	8
苫 小 牧	74	3,769,998	58	105,282	28
稚 内	50	2,765,511	44	149,233	17
紋 別	35	1,911,759	30	140,141	13
名 寄	43	2,957,331	36	150,633	18
根 室	41	2,446,235	31	163,588	17
滝 川	31	1,434,607	24	62,932	12
深 川	31	1,364,478	26	53,076	10
富 良 野	20	1,148,953	14	80,836	7
八 雲	14	680,441	12	18,703	6
江 差	5	404,440	4	40,717	2
俱 知 安	55	2,548,342	47	177,010	14
余 市	4	149,189	4	6,878	1
浦 河	32	1,512,033	27	73,748	9
十 勝 池 田	15	713,304	12	39,272	5
合 計	3,427	227,285,951	2,908	24,922,725	1,207

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	3,433	227,495,147	2,916	25,005,890	1,207
	修正申告による増差額	53	149,426	74	109,536	37
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	22 △	358,622	34 △	192,700	19
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,427	227,285,951	実 2,908	24,922,725	実 1,207
過 年 分	申 告 額	124	4,651,613	103	238,154	55
	修正申告による増差額	613	6,339,582	804	991,454	338
	更正による増差額	6	393,215	9	102,574	3
	更正等による減差額	100 △	1,186,492	146 △	250,310	75
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 839	10,197,918	実 1,053	1,081,872	実 418
合 計	申 告 額	3,557	232,146,760	3,019	25,244,044	1,262
	修正申告による増差額	666	6,489,008	878	1,100,990	375
	更正による増差額	6	393,215	9	102,574	3
	更正等による減差額	122 △	1,545,114	180 △	443,011	94
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,266	237,483,869	実 3,961	26,004,597	実 1,625

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 26	千円 5,617	人 -	千円 -
過 年 分	526	93,258	101	22,243	26	34,369
合 計	526	93,258	127	27,859	26	34,369

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	358	29,644,502	1,083,161	224,786	490,950	771
1 億円超	568	77,985,319	1,309,738	663,310	3,582,539	1,727
2 "	139	33,573,785	214,529	251,412	2,872,773	502
3 "	92	34,541,397	502,334	310,738	4,814,247	315
5 "	20	11,459,586	46,838	24,239	1,886,452	80
7 "	20	16,346,797	323,408	105,207	3,187,824	61
10 "	7	10,132,622	-	80,758	2,767,984	25
20 "	2	4,937,444	-	5,020	1,147,276	7
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	1	8,873,695	-	-	4,255,846	3
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,207	227,495,147	3,480,007	1,665,471	25,005,890	3,491

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	2	90	150	83	33	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	61	130	196	119	36	16	7	1	1	-	-
2 "	-	6	29	43	34	16	3	3	2	-	-	3
3 "	-	4	21	26	27	9	3	1	-	-	-	1
5 "	1	-	1	8	5	1	2	1	-	-	1	-
7 "	1	-	1	14	3	1	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	5	1	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	161	332	377	223	63	25	12	3	1	1	4

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	65	531,881
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	180	5,619,470
	宅地（借地権を含む。）	1,043	45,609,270
	山林	198	737,602
	その他の土地	339	2,971,165
	計	実 1,066	55,469,388
家屋、構築物		1,012	12,650,776
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	116	951,490
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	26	184,036
	売掛金	32	128,721
	その他の財産	65	801,644
	計	実 154	2,065,891
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	288	12,427,411
	同上以外の株式及び出資	700	7,907,510
	公債及び社債	233	5,833,066
	投資・貸付信託受益証券	320	8,009,334
	計	実 922	34,177,321
現金、預貯金等		1,202	90,186,138
家庭用財産		716	362,244
その他の財産	生命保険金等	371	14,853,952
	退職手当金等	98	4,428,288
	立木	78	165,817
	その他	1,043	19,557,492
	計	実 1,087	39,005,550
合計		実 1,206	233,917,308
相続時精算課税適用財産価額		119	3,480,007
債務等	債務	1,051	9,032,453
	葬式費用	1,150	2,535,186
	計	実 1,189	11,567,639
差引純資産価額		1,207	225,829,676
暦年課税分贈与財産価額		243	1,665,471
課税価格		1,207	227,495,147

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。